

随意契約（相手方指定）調書

件名	う歯予防対策事業委託	No. 5200536
工（納）期	平成28年10月31日から平成29年 3月10日	
契約締結日	平成28年10月20日	
契約金額	4,310,452円（税込）	

契約相手方	公益社団法人東京都荒川区歯科医師会
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H28.10.18

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>う歯予防対策事業委託</p>
<p>指 名 業 者(案)</p>	<p>名 称：公益社団法人 東京都荒川区歯科医師会 所在地：荒川区荒川四丁目2番21号 代表者：会長 吉田 良生</p>
<p>指 名 理 由</p>	<p>本件は、区立小学校3年生、5年生及び中学校1年生を対象にしたう歯予防対策事業のうち、予防指導やフッ化物洗口の体験指導等を業務委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>本件業務は、児童生徒の歯科健康診断の結果を踏まえ、予防対策が特に必要な児童生徒にも配慮しながら、多数の児童生徒を指導していく必要がある。</p> <p>上記法人は、学校歯科医が所属する団体であり、歯科健康診断の結果を反映した指導が受けられ、安全かつ効果的にう歯予防指導等を行うことができる。</p> <p>フッ化洗口に係る問い合わせに対して、保護者から最寄りの歯科医で対応できるため、利用者の利便性を確保することができる。また、洗口剤の配布期間終了後も継続して洗口剤を使用する場合、改めて歯科医院の診察を受ける必要があるが、加盟医院で受診することにより、円滑に継続していくことができるようになる。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>